地球温暖化対策推進事業費補助金 (二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業) 採択審査基準

令和4年8月

1. はじめに

「地球温暖化対策推進事業費補助金(二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業)公募要領」の「3.補助金の交付方法等について」における採択審査基準の概要は以下のとおりとする。

2. 審査基準の概要

二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業の補助 金交付先の採択に際しては、提出された提案書の内容について以下の視点から審査しま す。なお、下記基礎審査のすべての審査項目を満たしている申請者に対して、必要に応じ てヒアリング審査を実施します。

A. 基礎審査

まず基礎審査として、以下の審査項目を満たしていることを確認します。そのうえで、 すべての審査項目を満たしている提案については、Bの評価審査に進みます。いずれかの 審査項目を明らかに満たしていない提案は不採択となります。

- ① 申請者が交付要綱、実施要領及び公募要領の要件を満たしているか
 - ・補助事業者に関して、公募要領2(4)に記載された要件を満たしているか
- ② 提案内容が、交付要綱及び実施要領の要件を満たしているか
 - ・提案内容が、交付要綱第2条の交付の目的及び実施要領2(1)に記載された要件 を満たしているか
- ③ 二国間クレジット制度(以下「JCM」という。)を通じて、確実な温室効果ガス(以下「GHG」という。)の排出削減が期待できるか
 - ・GHG の排出削減ができる活動・技術・ノウハウであるか
 - ・事業における活動を通じて GHG の排出削減につながることを定量的に確認できるか
 - ・プロジェクト実施地域において実施されるフロン回収・破壊活動が、JCM 以外の市場 メカニズムを活用した制度の下でプロジェクト登録やクレジット発行がなされるこ とがないか(二重登録、二重発行の防止)

- ④ 補助事業がパートナー国の持続可能な開発 (SDGs: Sustainable Development Goals) の実現へ寄与するか
 - ・フロン排出抑制や現地住民への配慮などの対応が十分に行われるか
 - ・パートナー国の意向に即した持続可能な開発や SDGs の実現に寄与するか。また、別添の「JCM 設備補助事業ジェンダー・ガイドライン (令和2年4月)」を参照した対応がなされているか
- ⑤ 補助事業に要する経費の算定が適切に行われているか
 - ・人件費、旅費等の根拠が明確であり、工数・渡航回数等も適切であるか

B. 評価審査

以下に示す日本との間で JCM を構築している 17 のパートナー国 (令和 4 年 8 月現在) における事業の提案を優先しますが、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ (令和 4 年 6 月閣議決定)」におけるパートナー国を 30 か国程度とすることを目指す方針を踏まえ、パートナー国以外での事業の提案についても新規パートナー国に向けた二国間交渉と並行して採択を検討することを前提に提案を受け付けます。

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン

- ※ミャンマーに関する応募については、採択決定時点の当該国の情勢を踏まえ、採 択を留保する場合があります。
- ※新規国となりうる地域の例(注.パートナー国となることは予断しない) 中央アジア・コーカサス、中東、アフリカ、大洋州島嶼諸国、南西アジア、東南 アジア、南米

<プロジェクト実施体制の確実性>(35点)

- (A) 申請者の経営健全性及び代表事業者としての事業実施能力(5点)
- (B) 事業計画(事業スケジュール、実施サイトの決定、許認可取得の確実性を含む)の 実現可能性、資金調達の確実性(資金を負担する者ごとの負担額が明確に定められ ているかを含む)(20点)
- (C) 国際コンソーシアム構成メンバーの明確な役割分担及び資金負担についての意思決定の状況(10点)

<プロジェクトによる GHG の排出削減> (15 点)

(D) GHG の排出削減量(10点)

GHG の排出削減量の計算に合理的な計算方法を利用しているか

(E) 方法論の考え方(5点)

・適格性要件、リファレンス排出量の設定、プロジェクト排出量の算定、モニタリン グ実施方法と体制が適切であるか

<代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業の実施計画の妥当性> (50 点)

(F)提案事業者の経験(30 点)

提案事業者が過去にフロン回収・破壊事業の実施経験を持ち、回収・破壊設備の導入・普及 や関係者の能力向上トレーニング等の具体的な成果を上げており、その経験を活かした事 業実施計画が策定されているか

(G) 活動による効果(10点)

- ・対象地域におけるこれまでの GHG 排出活動及びその原因を踏まえたうえで、事業における活動が実施されることにより、GHG の排出削減に確実に結びつくか。
- ・フロンの排出抑制を担保するための措置が十分に計画されているか

(H) 現地政府・地方自治体等における位置づけ(5点)

・事業における活動内容が、現地政府・地方自治体等において、JCMによる代替フロンの回収・破壊事業であることが明確に認識されているか(JCM事業としての登録及びクレジット発行を目指していくための事業であることが認識されているか)。また、その旨を定めた公的な計画等が策定されているか

(I) 経費内訳 (5点)

・効果的で効率性に優れた経費が計上されており、費用対効果が高い事業となっているか

以上